一般社団法人日本発達心理学会 倫理問題調査委員会規程

　　　　　2018年3月22日　制定

改正　2022年3月27日

（設　置）

第１条 一般社団法人日本発達心理学会は、「一般社団法人日本発達心理学会倫理綱領」（以下、「倫理綱領」）に抵触する疑義が持たれる事態に対応するために、代表理事が倫理問題調査委員会（以下、「委員会」）を設置する。

（目　的）

第２条 この規程は、本学会会員の活動において、「倫理綱領に抵触する疑義が持たれる事態」（以下、「抵触疑義の事態」）があった場合の手続き等について定めるとともに、「倫理綱領」の遵守を促し、抵触行為を防止することを目的とする。

（定　義）

第３条 「抵触疑義の事態」とは、研究や実践活動の実施および公表に際し、倫理規程第１条から第４条の規定に抵触する疑義が持たれる行為を言う。

（業　務）

第４条 委員会は、「抵触疑義の事態」に関する調査および報告書の作成を行い、理事会に報告する。

（委員会の構成）

第５条　「抵触疑義の事態」が生起したと代表理事が判断をした場合、倫理規程第６条に基づく、次の委員を持って、委員会を設置する。

（１） 委員長　１名

（２） 委員　　若干名

（委員長および委員の選出）

第６条　委員長は、代表理事が指名し、理事会の承認を得て委嘱する。

２　委員は、委員長が指名し、理事会の承認を得て、代表理事が委嘱する。

３　委員の任期は、当該事態が解決したと、理事会が判断するまでとする

（守秘義務）

第７条　委員は「抵触の疑義の事態」の調査の中で知り得たことは、これを他に漏らしてはならない。

（会議の開催）

第８条 委員会は，委員長がこれを開催する。

（議　事）

第９条 委員会は，過半数の委員の参加がなければならない。

2 委員会は，参加委員の過半数の賛成で議決する。

（改　定）

第１０条　この規程の改定は、社員総会で承認を得るものとする。

（附　則）

この規程は、2022年3月27日から施行する。